

京都教区における「信仰年」に与えられる特別免償について

2012年10月11日から2013年11月24日まで開催される「信仰年」の間、①心から悔い改め、②ゆるしの秘跡を受け、③聖体を拝領し、④教皇の意向に従って祈るすべての信者に、犯した罪に対する有限の罰に関して神のあわれみによる「全免償」が与えられます。ローマ教皇庁(内赦院)は、「信仰年」のために特別免償の教令を公表しています。

(カトリック中央協議会のホームページを参照してください)

京都教区は、「信仰年」の全免償について、上記の前提条件を果たし、以下のいずれかの条件を満たすたびに得られることにいたします。但し、全免償は1日1回しか受けられません。

- 1)「信仰年」の間、あらゆる教会堂、ないしふさわしい場所で行われる『第二バチカン公会議公文書』ないし『カトリック教会のカテキズム』に関する、説教、ないし講話を少なくとも3回聞く。
- 2)京都司教座聖堂・カトリック河原町教会、カトリック西舞鶴教会、カトリック四日市教会に、巡礼の形式で訪れ、そこで何らかの聖なる儀式(ミサ、教会の祈り、聖体礼拝、聖体賛美式、ロザリオの祈り、十字架の道行きなど)に参加するか、ある程度の時間、敬虔に黙想し、終わりに「主の祈り」、「信仰宣言」(ニケア・コンスタンチノーブル信条)、「アヴェ・マリア」の祈りを唱える。
- 3)「信仰年」の「聖霊降臨の主日(2013年5月19日)」と、「京都五十二福者殉教者」の殉教の日の10月6日(2013年の年間第27日主日にあたる)に、あらゆる聖なる場所で、ミサか教会の祈りに敬虔にあずかり、「信仰宣言」(ニケア・コンスタンチノーブル信条)、「アヴェ・マリア」の祈りを唱える。
- 4)「信仰年」の間、自由に選んだ日に、自分の洗礼の秘跡を受けた教会(場所)を敬虔に訪れ、正式な形で洗礼の約束を更新する。

※例えば、「カトリック祈禱書、祈りの友」(カルメル修道会編)の「洗礼の約束を更新する祈り」を用いる。

以上。

(参照)

- a)免償とは、罪科としてはすでに赦免された罪に対する有限の罰の神の前におけるゆるしです。キリスト信者は、ふさわしい心がまえを有し、一定の条件を果たすとき、教会の介入の助けによって獲得します。免償は、罪のために負わされる有限の罰からの解放が部分的であるか全体的であるかによって、部分免償と全免償に分けられます(教会法992～993条、『カトリック教会のカテキズム』1471、『カトリック教会の教え』220～221頁参照)。
- b)重大な理由で祭儀に参加できないが(たとえば、終生禁域で暮らす修道女、高齢者、病者、また病院や保健施設で継続的に保健活動に従事する者)心から悔い改めるキリスト信者も、同じ条件のもとに全免償を与えられる。自分の生活の苦しみと不自由をささげながら、主の祈りと正式な形式での信仰宣言および「信仰年」のために祈りを唱えなければならない。
- c)全免償は、亡くなった信者の霊魂の安息のために付与することができます。(『カトリック教会のカテキズム』1471、1479参照)

2013年1月1日

カトリック京都司教

+パウロ大塚喜直